

岐阜県強靱化有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく国土強靱化地域計画の策定にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、岐阜県強靱化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、別表に掲げる委員で組織する。

2 有識者会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

3 座長は、会議の進行を行う。

(会議)

第3条 有識者会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 有識者会議の事務局は、岐阜県危機管理部危機管理政策課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

(五十音順)

氏名	所属等	分野
伊藤 三枝子	清流の国ぎふ 女性防災士会会長	コミュニティ
岡本 敏美	(一社) 岐阜県身体障害者福祉協会会長	福祉
奥野 信宏	名古屋都市センター長	学識経験者 (国土強靱化)
各務 眞弓	NPO 法人可児市国際交流協会事務局長	外国人
柄谷 友香	名城大学都市情報学部教授	学識経験者 (防災)
林 広樹	岐阜地方気象台長	学識経験者 (気象)
下川 康夫	(一社) 岐阜県建築士事務所協会副会長	建設
瀧 修一	(公社) 岐阜県バス協会会長	交通・物流
伊在井 みどり	(一社) 岐阜県医師会会長	医療
梅村 英一郎	中部電力パワーグリッド(株) 岐阜支社長	エネルギー
高田 禮子	ぎふ農業委員会女性ネットワーク会会長	農業
田口 義隆	(一社) 岐阜県トラック協会会長	交通・物流
竹中 昌子	(一社) 岐阜県地域女性団体協議会会長	コミュニティ
児玉 美奈子	西日本電信電話(株) 岐阜支店長	情報通信
奥村 佳子	岐阜県商工会女性部連合会会長	産業
能島 暢呂	岐阜大学工学部教授	学識経験者 (地震工学)
山下 貴稔	東邦ガスネットワーク(株) 広域導管部 北部地域センター 所長	エネルギー
藤井 えりの	岐阜協立大学経済学部准教授	学識経験者 (経済)
美谷添 里恵子	(一社) 岐阜県森林施業協会副会長	林業